

令和2年門審第22号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官福間功出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所  
令和元年12月8日00時42分  
大分県大島南東岸
- 2 船舶の要目  
船 種 船 名 漁船A  
総 ト ン 数 4.8トン  
登 録 長 11.66メートル  
機 関 の 種 類 ディーゼル機関  
出 力 48キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) a 受審人

(省略)

#### (2) 本件発生に至る経緯

Aは、船体中央部からやや前方に設けた操舵室に、舵輪、魚群探知機、レーダー及びGPSプロッターなどを備えた、小型機船底びき網漁業に従事するFRP製漁船で、a 受審人が単独で乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.6メートルの喫水をもって、令和元年12月7日16時00分佐伯市の係留場所を発し、大分県鶴御埼北東方沖合約5海里の漁場に向かった。

a 受審人は、18時00分前示漁場に到着して操業を開始したものの、漁獲が少なく、いか約4キログラムを獲た後、23時30分同漁場を発進して帰途に就いた。

a 受審人は、操舵室左舷側の椅子に腰を掛けた姿勢で、操船に当たり、翌8日00時22分半鶴御埼灯台から090度（真方位、以下同じ。）1,530メートルの地点で、針路を321度に定めて自動操舵とし、6.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

定針したとき、a 受審人は、3日間連続の操業による疲れと睡眠不足により眠気を催したが、もう少しで大分県佐伯湾内に向けて転針するので居眠りすることはないものと思い、立った姿勢で操船するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらず、水深約2メートルの突出岩礁である沖ノ瀬を左舷側に航過したことを、GPSプロッターで確認していたものの、程なく居眠りに陥った。

a 受審人は、居眠りに陥ったまま続航し、転針予定地点を過ぎて大島南東岸に向首進行する状況となり、00時42分僅か前目前に

大島の島影を認めて機関を全速力後進にかけたものの、効なく、00時42分元ノ間灯標から024.5度1,000メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、大島南東岸に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力2の西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期であった。

乗揚の結果、船底に破口等を生じ、沈没したのち廃船処理された。

#### (原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、鶴御埼北東方沖合において、佐伯湾内の係留場所に向けて帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、大島南東岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、鶴御埼北東方沖合において、佐伯湾内の係留場所に向けて帰航中、椅子に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、3日間連続の操業による疲れと睡眠不足により眠気を催した場合、居眠り運航とならないよう、立った姿勢で操船するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、もう少しで佐伯湾内に向けて転針するので居眠りすることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、居眠りに陥り、大島南東岸に向首進行して同岸への乗揚を招き、船底に破口等を生じて廃船とさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年6月24日

門司地方海難審判所

審判官 栗原和栄